

福岡市歴史映像コンテンツ制作業務委託にかかる提案競技に関する質問への回答

令和7年7月18日

項番	質問項目			質問内容	回答
1	資料1	4	業務の概要について	それぞれ均等に扱うべきか、あるいは重点的に取り上げるテーマのご指定はありますでしょうか。	3つの歴史文化の特色を、それぞれどの配分で扱った映像にするかは、提案にお任せします。今回は、あくまでこの3つの歴史文化の特色を踏まえたイメージを制作することです。どれかひとつを重点的に取り扱うというものではありません。
2	資料1	5 (1) ①	「魔法の歴史スコープ」について	今年開催された同名のワークショップ「特別展『魔法の歴史スコープ』」につきまして、今後の展示や映像制作の方向性との関連性があるのかどうか、差し支えなければお教えいただけますと幸いです。 また、もし関連があるようでしたら、提案書での制作方針を構築するうえで参考にさせていただきたく、ワークショップで出た主なご意見や傾向、また博物館として重視されたい視点などがございましたら、先にご提示いただくことは可能でしょうか？	5月に開催したワークショップ「みんなでかんがえよう♪特別展「魔法の歴史スコープ」」は、特別展の展示内容やイベントなどのアイデアを、市民参加者から広く集めるものでした。 特別展「魔法の歴史スコープ」は、過去の歴史をとおして福岡の今を見つめなおし、来場者それぞれがこれから先の未来を考える展覧会ですが、制作する映像は特別展のテーマや趣旨の表現にとどめる必要はありません。特別展での放映以外の使用も想定していますので、映像として一つのまとまりのあるものであることが望ましいです。
3	資料1	5 (1) ①	「魔法の歴史スコープ」について	・展示会「魔法の歴史スコープ」の全体テーマや概要が分かる資料等がございましたら、共有いただけますでしょうか。 ・本映像が展示全体の中でどのような役割（導入部・メイン展示・締めくくり等）として位置づけられていますでしょうか。 ・現時点で想定しているモニターまたはプロジェクターの投影サイズ（画面サイズ）がわかりましたら、ご教示頂けると幸いです。	特別展「魔法の歴史スコープ」の全体テーマや概要が分かる資料は提案競技参加申請書をご提出いただいた事業者様にお渡しします。 特別展「魔法の歴史スコープ」は、過去の歴史をとおして福岡の今を見つめなおし、来場者それぞれがこれから先の未来を考える展覧会です。制作する映像は特別展のテーマや趣旨の表現にとどめる必要はありません。 制作する映像の放映場所・投影サイズは現在のところ決まっています。

福岡市歴史映像コンテンツ制作業務委託にかかる提案競技に関する質問への回答

令和7年7月18日

項番	質問項目			質問内容	回答
4		5 (1) ①	「魔法の歴史スコープ」について	仕様書5-(1)-①に「魔法の歴史スコープ」の展示室内で放映予定、とありますが、特別展と映像コンテンツとの親和性はある方が良いでしょうか？ 展示の詳細を教えていただければありがたいです。	特別展「魔法の歴史スコープ」は、過去の歴史をとおして福岡の今を見つめなおし、来場者それぞれがこれから先の未来を考える展覧会です。 制作する映像は特別展のテーマや趣旨の表現にとどめる必要はありません。
5	資料1	5 (1) ①	放映予定について	制作した動画は「展示室内、ウェブメディア、デジタルサイネージでの放映」を想定されているとありますが、展示室以外の場所での使用も想定されているのでしょうか？展示場所などが決まっていたらご教示ください。	現在は、展示室内およびYouTube等での発信を想定していますが、デジタルサイネージ（市役所庁内や天神地下通路等）での発信の可能性もあります。
6	資料1	5 (1) ①	放映場所について	「制作した動画は、2026年2月～4月に福岡市博物館で開催される「魔法の歴史スコープ」の展示室内で放映予定」とありますが、映像を展示するコーナーなどは既に決定されていますか？例えば、導入のプロローグ的な展示コーナーでの放映となるのか、最後のエピソード的なコーナーでの放映を想定されているのかなど。展示室内での展示箇所について、ご教示いただけると幸いです。	映像の放映場所や放映コーナーの詳細は未定です。
7	資料1	5 (1) ア	ターゲットの嗜好について	「歴史学習を始めたばかりの子どもたちから大人まで、幅広い市民や海外からの来訪者を対象とした映像コンテンツを制作する」とありますが、ターゲットを絞る上で、来館者内訳がわかるような資料はございますでしょうか。	福岡市博物館の展示室入場者数については、年報（ https://museum.city.fukuoka.jp/archives/annual/ ）をご確認ください。なお、海外からの来館者数については公表していません。

福岡市歴史映像コンテンツ制作業務委託にかかる提案競技に関する質問への回答

令和7年7月18日

項番	質問項目			質問内容	回答
8	資料1	5 (1) エ	テロップの使用について	仕様書5-(1)-エの項目に「テロップは多用せず、ビジュアルでの情報発信を意識すること」とありますが、この「多用せず」とは、具体的にどの程度の使用を想定されていますか？（例：1カットにつき1行程度、場面転換時のみ、など） また、ナレーションの内容を字幕スーパーとして画面下部に表示する形式は、「テロップの多用」に該当しますか？視認性の高いフォント・色・サイズを使用し、必要最低限の情報に絞る形での字幕表示は許容されるかどうか、ご教示ください。	今回の映像制作の目的は、「誰にでもわかりやすいイメージとして表現することで、福岡の歴史や文化を楽しく、直感的に理解・共感できる内容とすること」です。 説明がなくても理解できる映像を想定しているため、あくまでも場面の説明に最低限必要なテロップに限ることを想定しています。
9	資料1	5 (1) キ	既存動画・画像の活用について	「なお、既存動画や画像を活用する場合の権利関係の許諾手続きは受注者において行い、使用料等についても見積額に含めること。」とありますが、福岡市様が保有する資料を支給いただくことはできるのでしょうか？またその場合は無償でご提供いただけるのでしょうか？	福岡市博物館が著作権を有している映像・画像については、本事業委託にかぎり提供可能です。また、福岡市博物館以外の部署が著作権を有している映像・画像については、使用の調整に協力します。
10	資料1	5 (1) キ	既存動画・画像の活用について	福岡市様が保有する既存の映像・画像素材等の使用が可能である場合、使用可否の範囲や、資料リスト等のご提供を頂くことは可能でしょうか。	現在、リスト等は保有していないため、提供できません。
11	資料1	5 (1) キ	既存動画・画像の活用について	映像制作にあたり、福岡市が保有する写真、地図、歴史文献などの資料提供は可能でしょうか？	福岡市博物館が保有している写真、地図、歴史文献についての資料提供は可能です。また、福岡市博物館以外の部署が保有している資料については、使用の調整に協力します。
12	資料1	5 (1) ク	施設撮影における許可・調整について	撮影が必要となる公共施設や関連スポットにおいて、許可申請や調整のご支援（撮影窓口のご紹介や取次等）を福岡市様にお願いすることは可能でしょうか。	福岡市が管理・運営している施設や関連スポットに関しては、許可申請や調整の協力は可能です。

福岡市歴史映像コンテンツ制作業務委託にかかる提案競技に関する質問への回答

令和7年7月18日

項番	質問項目			質問内容	回答
13	資料1	5（1）ク	施設撮影における許可・調整について	撮影場所の選定や許可取得は受託者が行うとありますが、福岡市側で調整支援いただける施設や場所があれば教えてください。	福岡市側で調整支援できる施設や場所は、福岡市が管理・運営している施設、場所になります。
14	資料1	5（1）ケ	CGやアニメーションの使用に関する期待値	仕様書5-(1)-ケの項目に「必要に応じて活用」とありますが、福岡市として特に推奨する表現手法（例：ドローン、CG、アニメーション等）があれば教えてください。	特に推奨する表現手法はありません。自由な提案にお任せいたします。
15	資料1	8（3）	再委託について	本業務の一部を再委託する際に、再委託が認められる業務範囲や、委託費総額に対する再委託費用の割合について、具体的な上限や目安となる基準はありますでしょうか	再委託費用の割合について、具体的な上限や目安となる基準はありません。ただし、再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないことが条件となります。
16			字幕の必要性および放映場所	字幕の必要性は、どの程度ありますでしょうか？ また出前授業などで放映される可能性はありますでしょうか？	今回の映像制作の目的は、「誰にでもわかりやすいイメージとして表現することで、福岡の歴史や文化を楽しく、直感的に理解・共感できる内容とすること」です。 説明がなくても理解できる映像を想定しているため、あくまでも場面の説明に最低限必要なテロップに限ることを想定しています。 出前授業などで放映することは、現段階では想定していませんが、今後、使用する可能性はあります。

福岡市歴史映像コンテンツ制作業務委託にかかる提案競技に関する質問への回答

令和7年7月18日

項番	質問項目			質問内容	回答
17			過去に制作された類似コンテンツの提示について	映像の構成やトンマナの参考として、福岡市が過去に制作した類似映像があれば、参考資料として提示いただくことは可能でしょうか？	福岡市および福岡市博物館が過去に制作した映像は、YouTubeでご確認いただけます。 福岡市： https://www.youtube.com/@FukuokaChannel/playlists 福岡市博物館： https://www.youtube.com/channel/UCCrOPVgf2sNZXfXpTFP GHew ただし、今回の映像委託はこれらの映像を基にして制作するものではありません。
18			資料提供・取材協力体制	市の学芸員・専門家との連携や、監修についてはご協力いただけるでしょうか？	市の学芸員・専門家との連携や、監修については、協力します。